

総務常任委員長報告

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 田中弘子

議案第50号「阿蘇市
会計年度任用職員の
報酬、期末手当及び
費用弁償に関する条
例の制定について」

結果、本案は原案のと
おり可決すべきものと
決定いたしました。

議案第51号「阿蘇市
会計年度任用職員の
給与に関する条例の
制定について」

総務課長から、「本
件は、パートタイムの
非常勤職員に関する報
酬等の条例の制定であ
り、新たに通勤に係る
費用や、6箇月以上勤
務がある場合の期末手
当の支給などを明文化
するものです。」との
補足説明があり、**委員**
より、「社会保険はど
うなるのか。」との質
疑があり、**人事係長**か
ら、「社会保険につい
ては、社会保険の協会
けんぽと厚生年金への
加入になります。」と
の答弁がありました。

以上のような審査の

議案第58号「令和元
年度阿蘇市一般会計
補正予算について」

総務課所管分

委員より、「防犯カ
メラの設置工事につい
て、カメラの設置箇所
は。」との質疑があり、

防災交通係長から、

「設置箇所は、阿蘇警
察署と今後協議を行う
予定ですが、主に主要
道路の交差点付近に設
置したいと考えていま
す。」との答弁があり、
委員より、「内牧の街
中は、防犯カメラが設
置されていないので犯
罪が発生しやすいとの
話も聞く。防犯の観点
からもそのような場所
への設置の考えはある
か。」との質疑があり、

結果、本案は原案のと
おり可決すべきものと
決定いたしました。

総務課長から、「今回
は、協賛の目的に沿っ
た場所となる通学路を
主に、児童生徒を守る
ための設置を進めま
す。」との答弁があり
ました。

関連して、別の**委員**

より、「設置するカメ
ラの性能などは。」と
の質疑があり、**係長**か
ら、「カメラは、常時
24時間録画でき、デー
タは約2週間保存可能
です。」との答弁があ
りました。

財政課所管分

委員より、「借り入

れる市債と返済する公
債費にあまり差異がな
いと思われるが。」と
の質疑があり、**財政課
長補佐**から、「地方交
付税の中に普通交付税
があり、本来は全額国
から交付されるところ
ですが、市町村からの
基礎積み上げ額のほう
が多く、国の財源不足
から分割払いのよう

形がとられます。これ
が臨時財政対策債であ
り、阿蘇市においても
毎年借入れを行いま
すので市債額が多く
なっているものです。」
との答弁がありました。

税務課所管分

委員より、「地籍調

査の進捗面積は。また、
完了までに何年かかる
のか。」との質疑があ
り、**税務課長**から、
「現在の調査完了面積
は229.61平方キ
ロメートルで、未調査
面積は残り116平方
キロメートルです。また、



調査完了には、旧波野村の区域分でも約20年かかる見込みです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「滞納金の未収額が非常に多いが、その対応は。」との質疑があり、

総務課長補佐から、

「今年度は、督促、催告状の送付や電話催告などの通常の取り組みとは別に、熊本県と連携し、共同催告状の送付も予定しています。また、執行停止につき

まして、国の方針でもあり県からの指導もあるのですが、担当職員一丸となって財産調査を行い滞納税の圧縮を進め、徴収率の向上に取り組んでまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「地震後、更地が増加したものと思われるが、その状況は。」との質疑があり、**資産税係長**から、「更地も含め、宅地面積が増加してい

ます。なお、地震で住家を取り壊し更地にした場合でも、要件を満たせば震災後4年間は特例が適用されます。」との答弁がありました。

総務課所管分

委員より、「顧問弁護士委託料と審査請求事件弁護士委託料（成功報酬）の内容は。」との質疑があり、**人事係長**から、「顧問弁護士委託料は、顧問弁護士への法的措置などの様々な相談等に対する年間顧問料です。また、審査請求事件弁護士委託料については、平成28年度に行った職員の懲戒処分に対し、熊本県人事委員会への不服申し立てが行われたことから、その対応を依頼、その成功報酬として支払ったものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「停電した際の情報手

段として防災無線の役割は大きいと思われるが、保守点検委託の内容は。また、各家庭の戸別受信機の点検などはどのようになっているのか。」との質疑があり、**総務課長**から、「保守点検では、104箇所ある屋外子局の内部バッテリーや基盤の点検等を業者に委託しております。また、各家庭の戸別受信機については、例年梅雨前に、電池の確認など点検の呼びかけを広報誌で案内していますが、個々の確認までには及んでいないのが現状です。」との答弁があり、**委員**より、「有事での使用を見据え、区長や民生委員、消防団などからも、動作状況等の情報を得るなど、点検を進めてほしい。」との意見がありました。

財政課所管分

委員より、「新規バ

ス路線、料金割引の周知について、免許証返納者に対する特典なども検討し利用者拡大を図るような啓発を推進しては。」との意見があり、**企画係長**から、「広報への掲載や学校でチラシを配布していただくなど周知に努めています。今後は、お知らせ端末やインターネットなど様々な媒体を活用した啓発をさらに行ってまいります。」との答弁がありました。

関連して、別の委員より、「時刻表については載っていないバス停もあり、分かりづらさを感じる。路線に合った細やかな周知の検討を。」との意見があり、**係長**から、「地域ごとに関連するバス停を拡大して表示するなど、より見やすい工夫に取り組んでまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、

「地方揮発油譲与税について、本譲与税は阿蘇市内で給油された分が譲与されるものか。また、ゴルフ場利用税交付金についても、阿蘇市内のゴルフ場を利用された場合の交付なのか。」との質疑があり、**財政係長**から、「地方揮発油譲与税は、国のほうに一旦納められた税金が、ある一定の割合で地方に配分されるものです。また、ゴルフ場利用税交付金

については、県で集約された利用税の7割が、ゴルフ場のある市町村に交付されるものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



路線バス